

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	工業団地造成事業	原町東地区 (IV工区)	南相馬市

図面記号										
M-4										
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏 名				住 所				
	譲受人	南相馬市長 門馬 和夫				福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地				
	譲渡人	別紙のとおり								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分		
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市 計画法	
	別紙のとおり									
	計		7筆 15,470㎡ (田 15,470㎡ 畑 0 ㎡)							
	3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権 利 の 存続期間	その他				
所有権		移転	令和7年7月	永久						
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>・開発区域の外周への幅20mの緩衝帯配置及び排水路等の併設により、隣接する農地への日照上の影響を抑える。</p> <p>加えて、既存道路の機能を有する道路を計画する他、用排水系統に関しても、用水系統の確保や当該事業用地内からの雨水排水等による湛水防除のための調整池を設ける等、周辺農地での営農に支障のないよう対策を行う。</p> <p>・内容については、南相馬土地改良区及び地元水利組合と協議済み。</p>									

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏

名を記載すること。

- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙) 2 の欄 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者 の氏名	農振法	都 市 計画法
南相馬市原町区萱浜字新赤沼	53番1	田	田	2,010	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区萱浜字新赤沼	53番2	田	田	902	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区萱浜字新赤沼	54番	田	田	1,664	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区萱浜字北谷地	296番	田	田	2,991	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区萱浜字北谷地	297番	田	田	2,979	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区萱浜字北谷地	298番	田	田	2,953	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区萱浜字北谷地	336番	田	田	1,971	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
計	7筆	15,470㎡		(田	15,470 ㎡	畑	0 ㎡)	